

## 第 1 0 7 回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 22 年 5 月 28 日（金）

午前 10 時～午前 10 時 50 分

場 所：池坊学園 6 階 第 1 会議室

## 開 会

●事務局 本日は委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。ただ今から、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の皆様方の出席状況でございますが、現在6名の委員にお越しいただいております。早瀬委員については若干遅れてご到着になるかと思っております。したがって、京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは審議にあたりまして、堀池商工部長から一言ご挨拶をさせていただきます。

●堀池部長 本日はご出席賜りましてありがとうございます。今回の審議会の議題につきましては、スーパーセンタートライアル久世橋店の最終答申案検討でございます。また、すでに過日ご審議をいただいております（仮称）京都ヨドバシビルに関する現況報告の取り扱いにつきましてもご協議いただければと考えております。それではよろしく願いいたします。

●事務局 それでは、お手許にございます資料等を確認させていただきます。各委員のお手許には審議会次第、資料1「スーパーセンタートライアル久世橋店審議会要求資料」、資料2「スーパーセンタートライアル久世橋店修正答申案」、資料3「立地法に係る計画一覧」、以上の資料を置かせていただいております。なお、日程調整表は（仮称）京都ヨドバシビルに関わります現況報告の実施に関する協議をいただいでから、改めてご案内をさせていただきます。

それでは、早速審議会を始めたいと思っております。市川会長よろしく願いいたします。

## 議 事

### 1 平成21年10月届出案件「スーパーセンタートライアル久世橋店」に係る修正答申案検討

●市川会長 それでは、これより第107回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成21年10月届出案件 スーパーセンタートライアル久世橋店」の検討です。本件に関しましては前回の審議会において提示された宿題について報告があったあと、修正答申案の検討に入ります。まず前回の宿題について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは事務局からご説明申しあげます。お手許の審議会資料をおめくりいただきまして資料1でございます。前回審議会において、提出された騒音予測数値では適切な判断ができないので実測が必要であるというご指摘を踏まえました報告書でございます。測定日の状況は、記載のとおり4月28日の夜9時から10時、天候は晴れでございました。測定場所・方法は作図画面を御覧いただきまして、開口部の下から普通騒音計を置いて測定しております。

内容としましては、来客車両走行時の開口部における騒音レベルの最大値を合計 10 回測定した結果でございます。最も高かったのは 62.8dB でございましたが、授音点における評価といたしまして、最も近接する店舗東側のマンションの位置となります予測地点Gまでの距離が 12 メートルであり、スロープをあがる車両騒音ということで、線音源の想定のもとに距離減衰を考慮して算出しましたところ、52dB となっております。

この算出方法につきましては、事前に松井委員に見ていただきましたところ、正確な線音源ではないけれども、52 dB という評価は騒音レベルの高さということからいえば、これより上にはいかなのかなということで、やむを得ないであろうというご判断をいただきました。

正確を期するため再度調査を依頼することも考えましたが、どこまでさせればよいかという点と事業者負担という面から、一定の線引きが必要かと考えまして今回提出させていただきました。なお、52dB という結果につきましては、環境基準値及び規制基準値を下回っております。こうした実測結果を踏まえつつ、おめくりいただきまして次のページでございます。この文面は、前回の審議会を事情により欠席となった事業者に対しまして、前回の審議会におきましてご意見、ご指摘をいただいた内容をまとめた 4 項目につきましては、改めて文書による回答を求めた結果でございます。

まず 1 番は「荷さばきの手運びは効率が悪い。台車の音等を吸収するものの活用を検討すること」というご指摘につきましては、実際に検討していただいたところ、午前 6 時台の搬入個数は多くても数箱程度であるため、手で運ぶほうが効率がいいのではないかという結論に至ったようでございます。今のところ手で運ぶことについて特に大きな支障は発生していない上に、商品搬入点数も限られているとともに、今以上に増えることはないであろうということもございましたので、手運びでさせていただきたいという内容となっております。事務局といたしましては、台車方法も含めて再検討した結果としての結論ということで、やむを得ないのかなと考えております。

2 番の「同じ近隣住民に聞いて、条件付きで、午前 0 時まで営業するというのでよいのか」というご指摘につきましては、安全面や防犯面等の条件をある程度クリアして、了解を得たうえで午前 0 時まで営業するというのでございます。現在も午後 10 時以降の営業は控えているような状況でございまして、結論を出して実施していくことについては慎重に進めているということでした。3 番は「近隣住民の了解が得られたという判断について、過半数ということで判断するのか、あるいは最も影響を受けるであろう住居の方を対象とするのか、視点が違ってくる」というご指摘がございました。事業者としましてはマンションの組合幹部と協議を行っているということで、幹部だけの了解ですかということを変更して確認したところ、いちおう幹部の方との話を受けて、関係する住民の方々の合意を得られる形でもっていきたいということでございます。どういう議論がされているかということについては、マンション居住者には必要に応じて回覧板等で周知を行っていただいているということでございますので、住民を代表されている幹部の方々と事業者の方との話し合いがすべての住民の方に伝わっている状況

であることは確認してきたところでございます。

幹部とだけ議論してオーケーということにはならないということを再度確認したところでございますので、改めて店舗周辺に対する配慮に欠ける等の指摘をいただかないよう、丁寧な対応を続けてまいりたいとの申立てとなっております。事業者は現在も地域住民との協議と調整を継続しているところでございますので、事業者のみの判断で打ち切るという状況にはなっていないとは言えるかと考えますので、現状で判断する限り、事務局としましてもやむを得ないかなと考えております。

4番につきましては、冒頭申しあげました実測に関する部分のご指摘をいただき、それにつきまして開口部についての対策をご指摘いただいたところでございます。これにつきましては、最大値の実測をした結果、基準値以下になるのではないかとという結果を得たところでございます。たまたまこういう結果を得たということではございますが、改めて開口部の防音装置等につきまして関係するところに確認させたところ、やはり上部を開放する形がいちばん望ましいという指導を受けたとのことで、開口部の上部の取り扱いはそのままさせていただきたいということでもございました。結果としまして基準値を下回ったということもございまして、事務局としましては、現状ではこのような対応ということでもやむを得ないのかなと考えた次第でございます。以上でございます。

●市川会長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

特にないようでしたら、引き続きまして、提出資料の内容を踏まえるとともに、先ほどの説明を念頭に置きまして、修正答申案の検討に進みたいと思います。修正答申案について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは引き続きご説明申しあげます。資料2ということでA3の紙が3枚ございます。左側が今回修正をさせていただきましたもので、右側が前回お出しした内容でございます。左側の改めてつくった文章につきましては、二重下線で修正した部分を示しておりますので、それと対比させながらご説明申し上げます。

まず、いちばん初めのページでございますが、2のところは、最終的には附帯意見という形で挙げさせていただくところでございますが、右側の資料では4項目挙げておりました。

2の(4)につきましては、前回の資料では「夜間の営業延長に伴い……機械警備を行うとともに……住民等への窓口を継続して設け……店舗づくりに努めること」となっていたのですが、住民に対する説明及び理解を求めることについて、継続的に取り組めるか、大丈夫なのかというご指摘を前回の審議会でもいただきましたので、(4)の文言で該当する部分を抜き出して新たな項目をたてたというのが今回の修正でございます。(4)は「機械警備を行うこと」で一旦区切りまして、(5)といたしまして「店舗運営にあたっては……住民等への窓口を継続して設ける」は残した形で、「設けるとともに、周辺地域への配慮について事前に十分な検

討と調整を行って実施するよう努めること」としております。

現在、事業者としましても住民の了解等がどういう形で得られたかということについては慎重に進めているところでございますが、改めてそういう姿勢を今後とも続けてもらうように意識づけということも考えまして、文言を書き加えております。

おめくりいただきまして2ページ目の「答申理由」でございます。今回特にご指摘のございました騒音の部分に関しまして、4の(4)でございます。前回の審議会でお示しいたしました内容では、予測数値では正確な判断ができないという指摘をいただきましたので、今回の実測値を踏まえたとえどのように考えるかというまとめ方をいたしております。今回ご指摘いただきました夜間の最大値の部分と、昼間の等価騒音レベルを一定分けて考えるということで、昼間の等価騒音レベルについては環境基準値を下回っているというのは前回と変わっておりませんが、「夜間における最大値については、屋内駐車場のスロープ部分における車両走行音の実測を行ったところ、結果的に規制基準値を下回ったものの、今回の営業時間延長に伴って周辺環境に対する変化がない訳ではないだろう、だからこそ」ということで、おめくりいただきまして「以下の対策を踏まえほしい」という形としております。

対策の部分につきましては、前回書いております内容とほぼ同じでございますが、「騒音対策を施すとともに、作業の静穏化」ということで、騒音対策と作業の静穏化を同列に並べることによって、対策と作業を並列で取り組むという内容としております。

「周辺環境に対する変化がない訳ではない」という多少もってまわった言い方になっておりますが、基準値を下回ったからいいじゃないかという理解をされるのは避けたいと考えまして、答申理由も事業者に渡しますので、基準値を下回るとは理解しているが、今後の状況によっては問題が発生するかどうかは予測できないから、適切な対策は事前に必要になりますねということを繰り返すという意味でこういう文言にしております。以上でございます。

●市川会長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

●松井委員 事務局には、事前にメールで返信させていただいておりますけれども、修正答申案の2の(5)の「周辺地域への配慮について事前に十分な検討と調整を行って実施するよう努めること」という表現は、このままでもかまわないかもしれないのですが、マンションの管理組合のほうは特に問題はっていないようですが、住民説明会ではかなりいろいろと意見が出ておりました。そのことに関して、その一つ前のページの2ページの3番のところに、事業者さん側の回答として「店舗周辺に対する配慮に欠ける等の指摘をいただかないよう、丁寧な対応を続けてまいりたいと考えます」という表現にとどまっております、具体的に相変わらず管理組合を対象にやられるのかどうかということに関しては、今、口頭で説明がありましたけれども、どちらかよくわからない。相変わらず管理組合なのか、例えば住民説明会で意見をいっておられた住民の方なのかというのはわからないのですが、そのなかで答申案の(5)

のような表現でもいいのかなという気がいたします。

具体的に申し上げますと、「周辺地域への配慮について、マンション管理組合だけでなく、近接する住民と直接調整を行うなど」とか、そういう表現にまでしておいたほうがよいのではないかという気がしたのです。当初向こうが出してきた意見では、たぶん今ご出席していただいている方々にはいっていないかと思うのですが、「これまでまったく問題は生じておりません」という回答が来ていました。従前の住民説明会ではいっぱい意見が出ていましたね。そのあたりから考えると、その後事務局で確認されているとは思いますが、ここに書いておいたほうがよいような気がいたしました。

●事務局 ご指摘ありがとうございます。再度私どもとしましても事実を確認したところではございますが、管理組合だけになってしまう可能性という話になると、その可能性がないとは断言できかねますので、近接する住民との調整を含めてという形で追加をさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

●松井委員 お任せします。

●事務局 本件につきましては、事業者も指摘を受けてから対応をする、あるいはどう対応するか考えるという安易な部分があったというのがございますが、何度か話をするなかで、前向きかつ積極的な姿勢に変わってきてつとめると事務局としては考えております。事業者としての立場だけに固執している訳ではないということから、事務局として一定評価するところではございますけれど、あやふやなところが残るといってご指摘は確かにそうでございますので、今後とも住民への対応の状況を含めて適宜確認をして参りたいと存じます。

改めまして、2の(5)は今から申しあげるような文章でよければということでご確認をいただきたいと存じます。(5)「店舗運営にあたっては、周辺環境の変化を懸念する住民等への窓口を継続して設けるとともに、周辺地域への配慮について、近接する住民との調整を含め、事前に十分な検討等を行って実施するように努めること」でよろしゅうございますか。

●松井委員 「マンション管理組合だけでなく」という言葉を入れることはできませんか。

●事務局 わかりました。入れます。

●松井委員 あともう一点、騒音に関しまして、次の答申理由の4の(4)「騒音レベルの値が高くなることについて」のところですが、確かに基準値を超えなければいいよということではないというのは一般的にはいえるかと思うのですが、大店法の趣旨からすると基準値を超えなければ確かにいいですよというような内容にも読めないことはないかと思うのです。今回ここ

まで踏み込んで書いていただいたということは、逆に、ここまで書いてよろしいのですかという質問なんです。これを書いてしまいますと、他の店舗も全部環境変化が起っているはずなのです。それからすると、ちょっと書きすぎかなという懸念があるのですが。

●事務局 事務局としましても踏み込みすぎかなという考え方もっております。ただ、本件に関しましては、もともとのスタートが24時間営業をしたいという話でございました。本市内でも24時間営業がまちづくりとしてどうなのかという議論は今もって継続しているところでもございますし、事業者の意向として24時間営業を完全にやめてしまった訳ではないのではないかとということも念頭においておりますので、周辺環境の変化に対する影響が例えば午前12時までだったらオーケーだという理解をされても困ると考えました。京都以外のトライアルのほとんどの店舗は24時間でございますので、本市のまちづくりから考えた場合に、踏み込みすぎといわれる部分があるかもしれませんが、本市の考え方はこうだというのを示す機会のひとつではないかと再考した結果です。営業時間の延長については様々な事情があるかとは存じますが、どのような場合においても単純に良し悪しを決める訳ではないですよということを残しておく必要があるかなということで、このような書き方をしております。

●松井委員 わかりました。最後にもう一点ですが、次のページの(4)です。これは表現の問題です。今回実測されたことによって規制基準はまず下回るであろうということになっているわけです。ですので、北側開口部分について静穏化に配慮するというのはそのとおりだと思うのですが、基準値を下回っているという点では、実際に対策をしるとまではなかなかいえない状況にあると思うのです。この文章ですと、騒音対策を施すとともに静穏化もするというところで、対策をすることが望まれるというふうにつながってしまっています。対策をすることは望ましいのですが、基準値を下回っていますので、対策をすることが望ましいとまでいっていいのかなというのが一点ちょっと気になったところです。例えば「必要に応じて」とか何か一言入っていれば対策をしてもいいと思いますけれども。そこが前半部分にあったほうがいいのではないかと思います。具体的に申しあげますと、例えば「隣接する住居等への影響がないよう必要に応じて吸音対策等を施すとともに」としておいて、必ずしもやる必要はないが、影響があるようであればやる必要があるというような意味合いにしておいたほうがよいように思います。

1行目の「北側開口部を覆う遮音壁」という言葉ですが、北側開口部は単にある程度ふさいただけで隙間が空いていますから遮音壁とはいえないので、「北側開口部については」として、途中の6文字は削除したほうがよいと思います。

まとめますと、「駐車場における北側開口部については、隣接する住居等への影響がないよう必要に応じて吸音対策等を施すとともに、荷さばき作業時には……」というぐらいでしょうか、あるいはもうちょっと言葉を追加したほうがよいかもしれません。

●事務局 ご指摘ありがとうございます。差し支えなければもう一度繰り返させていただきます。その文言でよければご了解いただくという形で事務局から提案させていただいてよろしゅうございますか。

●松井委員 はい。

●事務局 繰り返させていただきます。「駐車場における北側開口部については、隣接する住居等への影響がないよう必要に応じて吸音対策等を施すとともに、荷さばき作業時には、周辺環境に影響が生じないよう作業の静穏化に努めることが望まれる」ということでよろしいでしょうか。

●松井委員 それで結構です。

●宇野委員 (5) ですが、内容というよりは形式の問題で、おそらく市の意見で箇条書きしただけの部分と審議会の見解はだいたい対応しているかと思うのですが、(5)のところは事務局原案においても市の意見と後ろのほうの理由とがマッチしていないというか、前の案が残っているので、(5)のところの文言を整えていただくとともに、それが導きだせるような理由に少し書き換えをお願いできればという確認だけでございます。

●事務局 (5)のところは、最終的な答申のところの内容と合わせさせていただきます。「機械警備を行うことが望まれる」ということにしまして、「店舗運営にあたっては」という(5)を付けるという形でよろしいでしょうか。(4)と(5)をくっつけると文章が長くなってしまいますので、「防犯カメラ等の機械警備を行うことが望まれる。店舗運営にあたっては周辺環境の変化を懸念する住民等への窓口を継続して設けるとともに、周辺地域への配慮についてマンション管理組合だけでなく、近接する住民との調整を含めて、事前に十分な検討等を行って実施するよう努めることが望まれる」ということで修正させていただきます。

●宇野委員 対応していただければ結構です。

●市川会長 いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。この案件は本日が審議の最終となりますので、答申案に対して異論が特にならなければ、本日で結審をしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご指摘をいただきました点につきましては、改めて事務局のほうで文章を修正していただいて、細部につきましては私にご一任いただきまして、市長に答申するというようにさせていただいてよろしいでしょうか。

●市川会長 ありがとうございます

## 2 報告事項

●市川会長 それでは次の議題に移ります。議題2「報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは引き続きご説明申し上げます。資料をおめくりいただきまして資料3でございます。これは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の案件と審議会の今後の審議予定を掲載しております。今月の届出受理予定は、伏見区下鳥羽の京阪国道沿いに新設予定の家電量販店でございます。最後のページの今後のスケジュールでございますが、ご覧のとおり昨年11月から本年4月にかけて届出がないという状況でございます。今月末の届出予定のヤマダ電機の京都伏見店につきましては、9月に諮問、10月に届出者説明となっております。ただ、従前の例にございましたが、諮問だけということでお集りいただくのは心苦しいところがございますので、諮問と届出者説明を同時にさせていただくということになりますと、6月から9月までの4カ月に渡って審議案件がないということになってまいります。

このような状況ではございますが、冒頭に事務局長からご説明申しあげましたように、従前ご審議いただきました（仮称）京都ヨドバシビルに関しまして、開店前の報告内容といたしまして、開店時の店舗内駐車場閉鎖に伴う対応内容、公共交通機関の利用促進策、交通整理員の最終配置人数を含めた配置誘導計画、地元対応についての事業者側の計画を検討・整理するとともに、その検討の途中経過を本年の夏にしてくださいということを事業者伝えて了解を得ているところでございます。事務局としましては、予定どおり本年夏に、公開の場であります審議会において報告を行っていただきたいと考えております。事業関係者に来てもらって報告してもらおう形ということで、8月上旬ぐらいに審議会を開催させていただけないものかと希望しております。ただ、大店立地法に基づきます審議は終了いたしておりますので、途中経過報告に対して適切な対応を要望するという議論は可能ではございますが、事業者に対して通常の審議でありますような強制力は持ち得ないことになってまいります。公開の場におきまして事業者の取組を確認するということが、大規模店舗の出店に関しては継続的に審議会としても確認をしていくのだという姿勢を示していただくことに意味があると考えております。諮問を経ない案件に関して、審議会の開催を事務局からお願いするという異例な提案でございますが、ご検討いただければと考えます。よろしく願いいたします。

●市川会長 ただ今の提案につきまして、委員の皆様いかがでしょうか。ヨドバシビルにつきましては途中経過を7月、8月ぐらいに報告せよということで、その報告を聞くための審議会を8月上旬ごろに開催したいけれどもというご提案ですが、いかがでしょうか。

——（委員一同了解）——

●市川会長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから改めて日程の通知等連絡があるかと思しますので、お配りする日程調整表にご記入のうえ、事務局にご提出願います。

事務局からの報告は以上でしょうか。

●事務局 今ちょうど8月の分の日程表をお配りさせていただいております。お手数でございますが、今わかるようでありましたらお書きいただきまして、後日日程を調整のうえご連絡させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、提案とお願いを含めましてご報告をさせていただきます。従前からご報告をさせていただいておりますパークアンドライド事業に関する内容でございます。これまで秋の観光シーズンにおけるパークアンドライド事業ということで、実験ということもあり大規模店舗の来客用駐車場を使って実施してきたという経過がございます。この実験は大規模店舗の来客用駐車場を活用して通年実施を念頭に置きながら進めてきたところでございますが、通年実施につきましては、事業実施に関わる責任分担及び駐車場内における事故補償や閉店後の車両退出処理などの課題がございまして、安全確実な実施に向けての協議が整わないという状況があるように聞いております。

本市から協力を求めて進めていくという手法で実施を模索している、直接の担当である都市計画局では、「歩くまち・京都」ということで、車両の流出入を減らしていくにあたっていろいろな可能性を検討してきたというのが実情です。そうした中で専門業者が管理運営している24時間運営の駐車場を対象にした実施ができないものか探っていきたいという方向に変わりつつあるような状況でございます。

24時間運営の駐車場を対象にする場合、店舗との関わりがどうなのかとなってまいります。24時間運営の駐車場に関しましても大規模店舗が来客用の駐車場として契約駐車場としている場合もございますので、店舗が来客駐車場として駐車台数を確保している限り、事務局といたしましては、届出を通じて対応するのが基本であると考えております。

しかしながら、都心部への車の流入を抑制し、歩いて暮らせるまちづくりという視点につきましては、大店立地法が目指します周辺環境への影響に配慮するという点でも特に異論を差し挟むものではないということがあることから、事務局としましても検討しないという選択肢はないのかなと考えております。

例えば来店客による駐車場の利用が少ない場合に限りまして、専門業者が管理運営している

24 時間運営の駐車場を来店客駐車場として契約する場合においては、駐車場管理に店舗設置者が一切関与できないと認められるということもありますので、店舗設置者が行うべきいわゆる届出事項という範疇からは離れてくるのではないかということで、できるだけそういう方向は避けたいのですけれども、先ほど申しあげました届出を基本とするという通例のパターンではない特例ということもあり得るかどうかについて、検討してまいりたいと考えているところでございます。

パークアンドライド事業に関しまして新しい取組みへの動きがあることにつきまして、事務局としましても無関心ではられないのかなと考えておりますので、今後の事務局としての検討の方向性について、改めて審議会でのご意見、ご指摘をうかがった上で検討できればという思いでございます。説明が長くなって申し訳ございませんが、ご意見、ご指導を賜りたいと存じます。

●市川会長 パークアンドライド事業に関して事務局としてどういう方向性をもって対応すればいいのかということについて、審議会の委員の皆様方からご意見を賜りたいというご提案です。何かございましたらご発言をお願いします。

●早瀬委員 今おっしゃったとおり、当然われわれとしても無関心ではられませんので、議論のなかに入っていきべきだと思います。

●恩地委員 京都市的な駐車対策を模索していかなければいけないと思いますので、議論していくことについては当然いいのではないかなと思います。

●宇野委員 やはり「歩くまち・京都」という理念はかなり京都にとっても重要な考え方だと思いますので、それを支える一つの方法をこれから考えていこうという意味においてはやはり検討を続けていく必要があるのかなと思います。その一方で、当然大店法の審議会でございますので、周辺環境への影響を十分注意したうえで試行できるような体制を徐々に整えていくのがよろしいのではないかなと考えています。

●早瀬委員 ~~今月はゴールデンウィーク以来、明日まで総会ラッシュでございまして、市内の商店街の総会はほとんど行っております。そのなかで今具体的に進んでいるのは、後ろに市の部長さん、課長さんがおられますのでよくご存じですが、四条通の特に四条大橋から烏丸までですが、これも最初にいいだしたスピードからいうと、われわれからいいますとちょっと遅い。案外、三条のほうが動いておりまして、一昨日も河原町三条から四条の商店街の総会へ行っていったのですが、ここはまだ温度差があって遅れていると。実は昨日、四条通の四条大橋から石段下までの祇園商店街の総会に行ってまいりまして申したのですが、四条通は石段下まで伸~~

~~ばしたらどうですかと。そうすることによって一定の線が面となって動く。そうでないと本当の意味の京都のまちづくりができないということですから、今問題が出ておりますのは、もっとスピードアップして、われわれも真剣になってそのなかに入ってやるべきだと思います。われわれよりも京都市のスピードのほうが遅いと思います。昨日も水田政策監といていました。もっとわれわれが京都市のお尻を叩いてやっっていこうと考えています。~~

●市川会長 全員の方にご意見を伺っておりませんが、概ね審議会としてもこの議論に参加すべきだというご意見だったように思います。

### 3 その他

●市川会長 それでは次の議題に移ります。議題3の「その他」です。何かございましたらご発言をお願いします。

●宇野委員 これはお願いですけれど、おそらく八条の南側の商業施設も近日中にオープンの予定ではないか、昨日近くを通りましたところ開店準備を整えておられましたので、ヨドバシビルの件で中間報告等をいただくのであれば、合わせて開店直後の状況等について簡単にご報告いただければと考えていますのでお願いします。

●事務局 かしこまりました。イオンモール KYOTO について報告の準備をさせていただきます。グランドオープンは6月4日となっておりますが、5月27日にソフトオープンということで、地元の方々だけに告知をするという形で施設を開いております。ただ、建物が三つございまして、T・ジョイ京都、これは東映系の映画館でワンフロア12スクリーンあるという非常に大きなものでございますが、こちらにつきましては昨日オープンということで告知がされています。なお、イオンさんのほうは、審議会でのご指摘、あるいは京都府警からの強い要望で、約1,200台の駐車場をもっているのですが、できるだけそれは告知をしないで、JRや近鉄のなかで公共交通機関を使って来てくださいということをするような方向にあるというのを確認しております。私どものほうも昨日行ってまいりまして、今のところソフトオープンということもございまして、周辺の交通状況は渋滞等が発生していないことを確認しておりますが、さらに今度の土日も私どものほうで現地を確認しようと思っております。宇野委員からのご指摘でございまして、8月のヨドバシビルの中間報告のときには、グランドオープン時の状況はどうであったかも合わせてご報告させていただきたいと思っております。

●早瀬委員 関連して申し上げます。今、高見課長のおっしゃった点に補足いたしますと、昨日近隣だけにオープンしています。グランドオープンは6月4日です。私も会議所の代表とい

~~うことで立石会頭の代理でテープカットを5人のうちの1人に指名されましたので、8時半に  
来いということで行ってまいります。これは立地審とは関係なしで会議所の代表としてまいり  
ます。~~

~~—今日の問題とは関係ないのですが、梅小路公園の水族館の問題が今あるのです。駐車場のこ  
とがありますから申しあげるのでありますが、われわれは組織決定しておりまして水族館は賛成する  
ということになっています。これはいろいろな場でも私は申しあげております。うちは機関決  
定して、水族館は賛成だと。ただ、駐車場については、先ほど来の考え方からして大きすぎる  
ということに減らしなさいと。もちろんゼロにするわけにはいきませんが、限りなくゼロに近  
づく方向でやっってくださいと。理由は先ほどから出ていますそういう理由です。~~

~~—ただ、水族館自体はわれわれは賛成です。イルカがどうのこうのということをいわれる方も  
一部おられますが、そういう考えからすると全国の水族館あるいは動物園を否定することにな  
りますし、i p s細胞の山中先生のマウスはどうなるかという議論があるかと思うのです。こ  
ちらはかわいそうでないのかということになります。事実ある学識の先生もわれわれと同調の  
発言をされています。—商店街、商業者だけの発言ではないということですよ。~~

●事務局 追加の報告をさせていただきたく存じますよろしいでしょうか。イオンモール  
KYOTO でございますが、昨日のソフトオープンの状況につきまして、事業者を呼びまして同  
日夕方に状況を確認いたしました。それによりますと、夕方までの状況で見た場合、概ね3万  
人弱の方が来られたのではないかという話で、事前に駐車場の告知はしてなかったので駐車場  
はほとんど利用がなかったということでございます。ただ、自転車がすごく多かったというこ  
とで、エントランスにあたる広場のところに大量の自転車が並んだという話でございまして、  
急遽それにつきましては対策をとっていくとの話を聞いております。

ソフトオープンの目的の一つには、実際にどういう方法でお客さんが来られるのかというこ  
とを事前に把握しておきたいということもありますが、事務局としましてはアバンティの例に  
も見られるように自転車があふれる可能性が高いのではないかという協議をした経過がござ  
います。事業者としまして、当初の見込みを越えて溢れる可能性がでてきたということで、  
「駐輪場はこちら」といった看板をもって誘導員による対応を実施されているようです。6月  
4日のグランドオープンで混乱が生じないように、より有効な対処方法に変えていく予定のよ  
うです。事務局としまして、グランドオープン直前直後の状況について引き続き実地確認を  
してまいりたいと考えております。以上でございます。

●早瀬委員 ~~今の動きは、当然近所の人だけを対象にしていますから自動車に乗ってこないで  
自転車だけですが、6月4日以降はこれが全市になりますから、あるいは滋賀県や大阪からも  
来られるかと思しますので当然車に乗ってみえます。自転車は総体的に減るのです。今おっし  
やる現象は当然予測できるわけです。~~

●市川会長 それでは、これで本日の審議会は終了させていただきたいと思います。事務局から、事務連絡等がございましたらお願いいたします。

●事務局 事務局からご報告申し上げます。先ほど日程表をお配りしたところでございますが、次回の審議会は8月を予定しております。改めてご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。議題につきましては、京都ヨドバシビルの検討経過報告、並びにイオンモールKYOTOの開店後の状況についてご報告させていただきます。以上でございます。

●市川会長 次回審議会は改めて事務局からご案内がまいります。

次回審議会におきまして、特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思います。よろしゅうございますか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 次回出席機関につきましても、従来どおり指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。こちらもこれでよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

## 閉 会

●市川会長 それでは、これをもちまして第107回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。